株式取扱規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日	作 成 者	承 認 日
1.0	初版	S48. 02. 20	総務部	
1. 1	規程作成細則実施に伴う書式変更	H22. 04. 01	総務部	H22. 03. 31

目 次

第	1 章 総則	1
	第 1条	
	第 2条	
	第 3条	
	第 4条	
	第 5条	
第	2 章 名義書換、質権の登録、信託財産の表示 第 6条 第 7条 第 8条 第 9条 第10条 第11条	1
第	3 章 諸届 第12条 第13条	1
第	4 章 株券の再発行第14条第15条第15条	1

株式取扱規程

規程番号 0601-0000-00-規

制定日 1973年 2月20日 改正日 2010年 4月 1日

第1章 総則

- 第 1条 当会社の株式に関する取扱いについては、法令、定款、その他別段の定めのあるほかは この規程による。
- 第 2条 株式に関する請求書または届出書には、請求人または届出人の住所および団体名、代表 者名または氏名を記載し、当会社に届け出た印鑑を押印しなければならない。
- 第 3条 代理人をもってこの規程に定める請求または届出をするには、代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 第 4条 当会社の株式事務は、総務部において取扱う。
- 第 5条 この規程の制定、改廃は取締役会の決議による。

第2章 名義書換、質権の登録 信託財産の表示

- 第 6条 株式の譲渡、質権の登録をするときは、事前に当会社に届け出て承認を得なければならない。
- 第 7条 株式の譲渡により株式の取得をした者が、その株式の名義書換を請求するときは、所定 の請求書に株券を添えて提出しなければならない。
- 第 8条 合併等譲渡以外の事由により株式を取得した者が、その株式の名義書換を請求するとき は、所定の請求書に株券およびその移転の原因を証する書面を添えて提出しなければなら ない。
- 第 9条 譲渡による名義書換、譲渡以外の事由による名義書換等の株式の移転について法令で別 段の手続を必要とするときは、その完了を証する書面を提出しなければならない。
- 第10条 信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、所定の請求書に株券を添えて提出しなければならない。
- 第11条 質権の登録、変更またはその抹消を請求するときは、所定の請求書に株券を添えて提出 しなければならない。

第3章 諸届

- 第12条 株主および質権者またはその法定代理人は、その住所、氏名、団体名、代表者名および 印鑑を当会社に届け出なければならない。またこれを変更したときも同様とする。
- 第13条 株券の紛失を届け出るときは、届出書に紛失の事由を明らかにした書面を添えて提出しなければならない。

第4章 株券の再発行

第14条 株券の紛失によって新株券を請求するときは、所定の請求書に除権判決の確定を証する 書類を添えて提出しなければならない。 第15条 汚損、併合のための株券の交付を請求をするときは、所定の請求書に株券を添えて提出 しなければならない。ただし汚損が甚だしく、真否の判別が困難なときは前条に準ずる。 第16条 株式の名義書換、質権に関する手数料および株券再発行の手数料は徴しない。